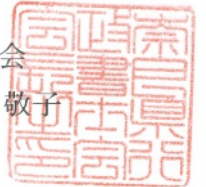




会費滞納により、奈良県行政書士会会則第43条及び同会則第43条の3第1項第3号並びに奈良県行政書士会会則施行規則第13条の規定に基づいて処分を行いましたので、奈良県行政書士会会員の処分に関する規則第7条、同規則第8条第2号、同規則第9条第1項及び同規則第10条の規定により、次のとおり公表します。

令和7年3月7日

奈良県行政書士会
会長 黒田 敬子



記

会員氏名：佐藤 寿

登録番号：19282287

事務所名称：行政書士白樫事務所

事務所所在地：奈良県橿原市白樫町5丁目2番5-405号

処分年月日：令和7年2月26日（効力の発生は処分の通知文書が到達した日）

処分内容：廃業の勧告（廃業するまでの間の個人会員の権利の停止を含む。）

処分の理由： 令和5年4月から令和6年3月までの会費を滞納しており、再三の督促にも応じず、現時点でも未納が続いているという事実から廃業の勧告（廃業するまでの間の個人会員の権利の停止を含む。）相当と認めるものである。